

1996年11月14日
(平成8年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

下水道使用料納入通知書作成発送業務の既存のファイルの
自己処理システムの外部委託について（答申）

1996年（平成8年）11月7日付で諮問された、下水道使用料納入通知書作成発送業務の既存のファイルの自己処理システムの外部委託について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定による既存のファイルの自己処理システムの外部委託を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨は、次のとおりである。

- (1) 本市では、藤沢市下水道条例の規定に基づき、公共下水道使用者に対し、下水道使用料を賦課決定し、納入通知書を送付している。
- (2) 現在、当該業務は既にコンピュータ化されており、データ入力、納入通知書への打ち出し、ブックニング、封入、封緘、引き抜き、発送まで全て実施機関の職員により行っているが、その件数は当初分として約70,000件あり、かつ限られた期間内に処理しなければならないことから賦課業務に支障が生じている。
- (3) このため、使用料マスターテープから郵便番号、住所、義務者名、発送年月日、通知書番号、1月当たり使用水量、1月当たり使用料、年額、期別額、水栓番号の情報を抽出し、打ち出し用のプリントイメージテープを作成し、それを基に納入通知書への打ち出しから発送までを外部委託し、賦課業務のより適正かつ効率的な処理を行うとともに、市民サービスの向上を図るものである。
- (4) なお、外部委託に関する安全対策としては、藤沢市個人情報保護条例第30

条及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第11条の規定に基づき、個人情報 の適正な取扱いについて、受託者に必要な事項を「業務委託契約書」に明記するとともに、受託者における事業所の組織体制の整備、電子計算機システム安全対策に係る規程等の制定及び実施、電子計算機システム安全対策に係る教育及び訓練、電子計算機システム安全対策に係る監視の各項目を明記した「事業所の管理及び電子計算機等システムの運用に関する基準」に基づき、受託者に厳正な管理体制を図らせることにより、個人情報の保護について実施機関が当該業務を行う場合と同程度の安全対策を講じるものとする。

3 審議会の判断理由

以下のことから、既存のファイルの自己処理システムの外部委託を認めるものである。

(1) 外部委託の必要性

本業務は、賦課決定された内容等を公共下水道使用者に適正かつ迅速に通知するものであり、処分性を有する決定通知である。これに対する行政不服の申出や納期との関係などから、限られた期間内に大量の処理を必要とする。しかし、現行の方法では、データ入力後発生した変更事項が当初分に反映できないことなど、適正かつ迅速な賦課業務に支障をきたしている。市民サービスの向上はもとより、事務の効率化を図り、適正かつ迅速な業務遂行のためには、外部委託の必要性が認められる。

(2) 安全対策

本業務の外部委託に当たっては、実施機関の使用料マスターテープから前記に掲げる個人情報を抽出し、打ち出し用プリントイメージテープを作成し、打ち出しから発送までの業務を外部委託するものである。この処理に当たる受託者及びその職に当たる職員については、個人情報の保護についての特段の配慮が必要である。そのため個人情報の適正な取扱いと電子計算機システムに関する安全対策のために必要な事項を定めた「業務委託契約書」及び「事業所の管理及び電子計算機等システムの運用に関する基準」に基づき契約を締結し、その契約条項にしたがって業務が行われることによって、個人情報の保護について実施機関が当該業務を行う場合と同程度の安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以上